

近江八幡市
屋外広告物条例



屋外で広告物を 表示するときのルール

概要版

～美しく魅力あるまちなみを守るために～



1 屋外広告物とは

文字、イラスト、写真及びシンボルマークなどを、常時又は一定期間継続して、屋外で公衆（不特定多数）に対して表示されるものを指します。なお、営利を目的とするもの以外も含まれます。

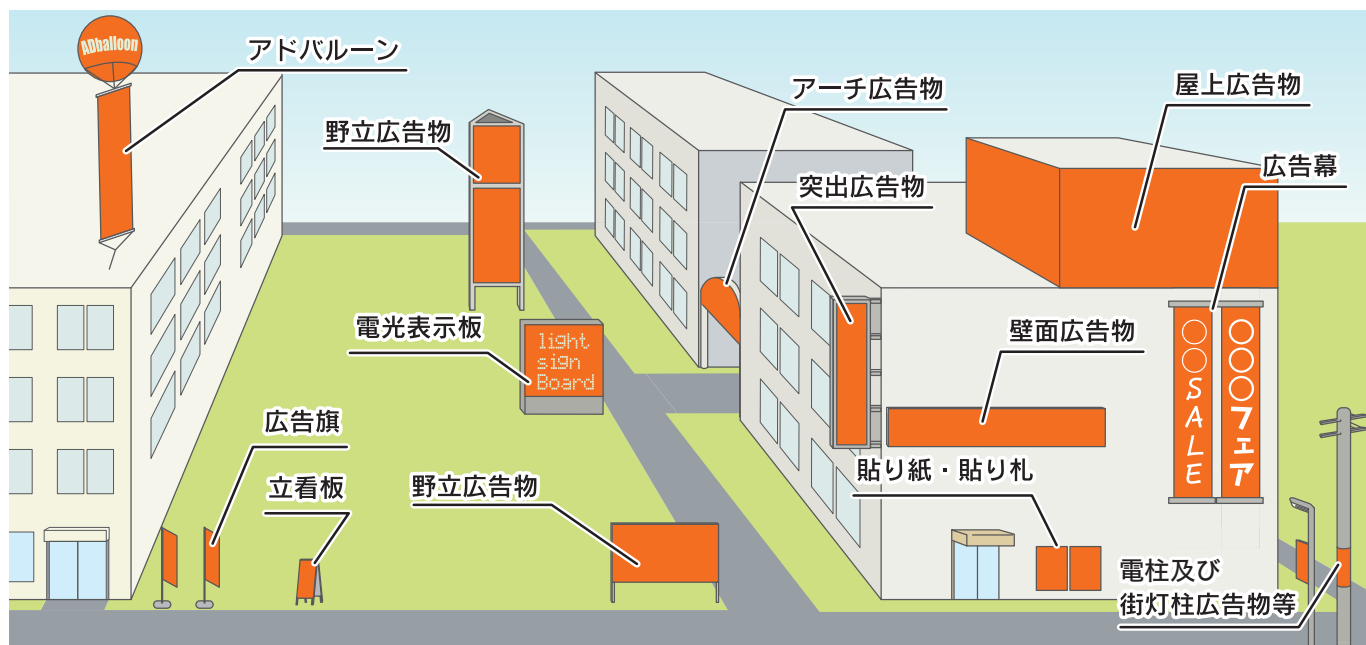
屋外広告物の要件

1. 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
2. 屋外で表示されるもの
3. 公衆に対して表示されるもの
4. 看板、立看板、広告旗、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されるもの並びにこれらに類するもの

屋外広告物に該当するものの例

電光表示板、案内看板、ポスター、貼り紙、立看板、広告旗、広告板、広告塔等。
建物等の外壁に表示される商標・シンボルマーク・ロゴ・写真・イラスト等。

主な屋外広告物



屋外広告物は、素材や形状、表示・掲出の方法など多様な種類があり、上記イラストで表示しているものは代表的な事例になります。

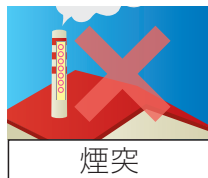
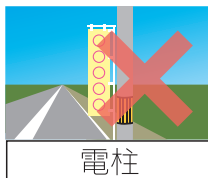
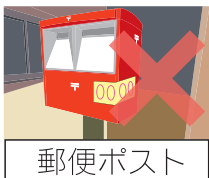
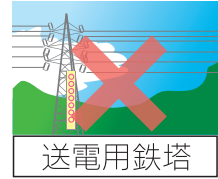
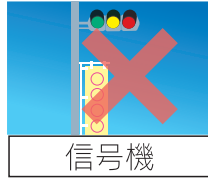
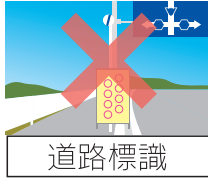
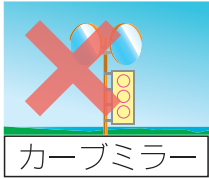
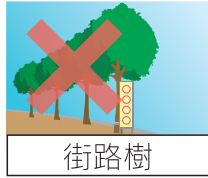
屋外広告物に該当しないものの例

配布チラシ、宣伝放送、建物のガラス内部から表示される展示物等。



2 禁止物件

次の物件に広告物又は掲出物件を表示・掲出することはできません。



これらの禁止物件に違法に表示・掲出した広告物は撤去します。

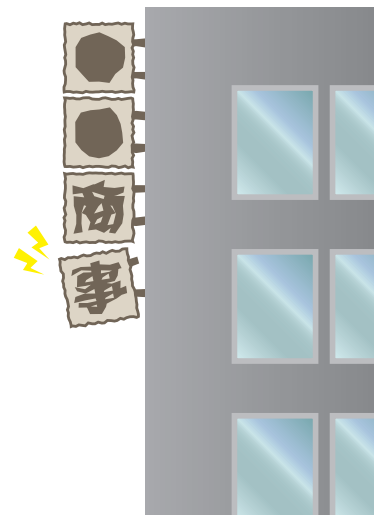
※道路の路面には、広告物を表示することはできません。

※電柱・街灯柱その他これに類するものには、貼り紙・貼り札・立看板・広告旗その他のこれらに類するものを表示・掲出することはできません。ただし、巻付け広告物や袖付け広告物については表示・掲出は可能です。

3 禁止広告物

次の広告物は設置の場所に関係なく、表示・掲出することはできません。

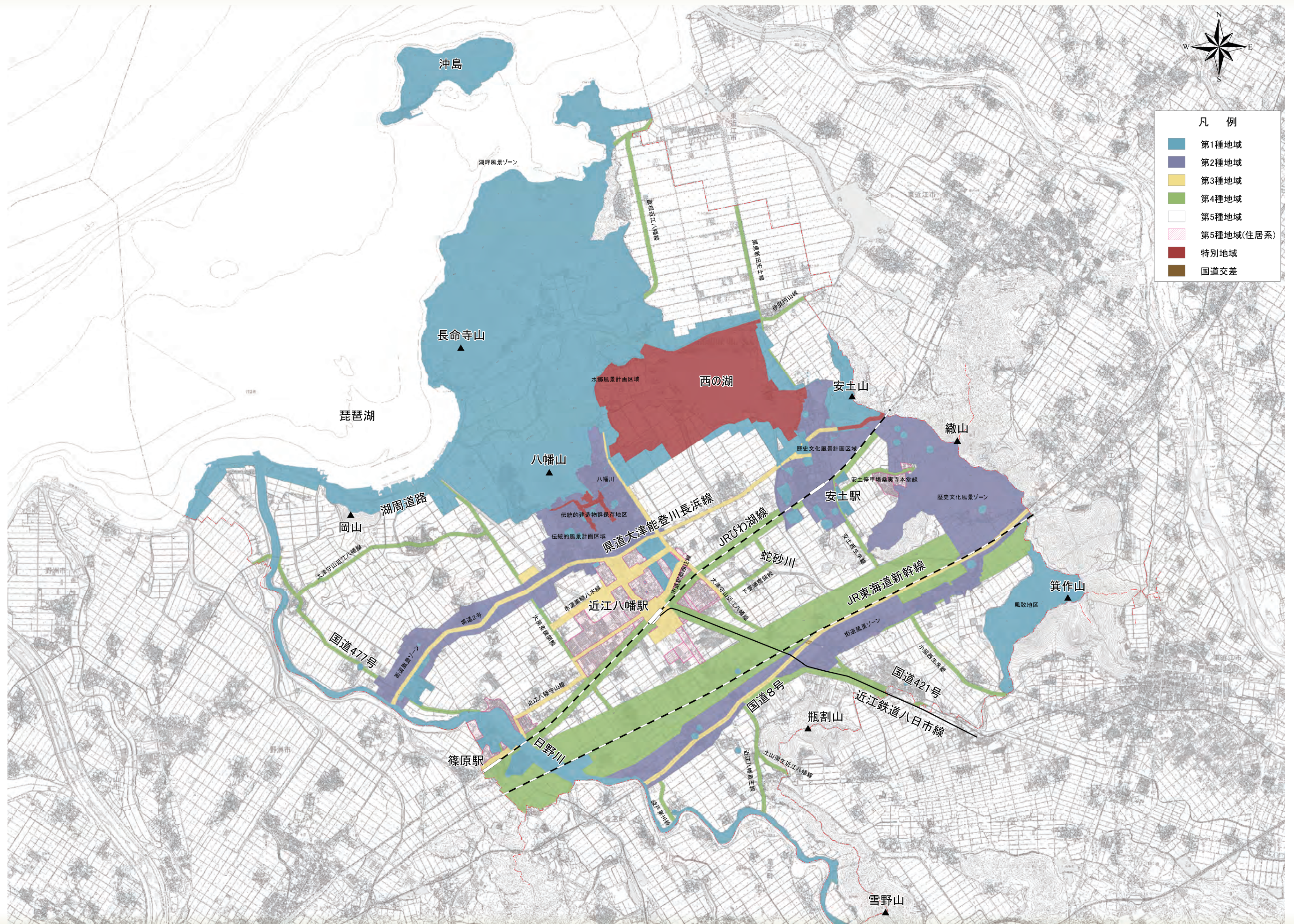
- ・ 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したもの
- ・ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・ 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・ 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの
(車道に限らず、歩道も同様に表示・掲出できません)



日常の適切な管理が大切です。



4 地域の区分



5 対象地域

地域区分	対象区域	
第1種地域 (水郷・風致・文化・ 低層住宅ゾーン)	・水郷風景計画区域 ・全市計画の区域のうち湖畔風景ゾーンの区域	・第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域 ・景観地区・風致地区 ・特別緑地保全地区 ・伝統的建造物群保存地区 ・重要文化財に指定された建造物等の周囲から50m以内の区域 ・特別史跡安土城跡の区域 ・保安林のある地域、保存樹又は保存樹林のある地域 ・古墳、墓地・都市公園、緑地
第2種地域 (詩情あふれる風景ゾーン)	・伝統的風景計画区域 ・歴史文化風景計画区域 ・観光・物産振興モデル地区計画の区域 ・全市計画の区域のうち歴史文化風景ゾーン及び街道風景ゾーンの区域 ・風景づくり協定地区 (第1種地域、第3種地域の国道8号及び主要地方道大津能登川長浜線(県道2号)から30m以内の区域、主要地方道大津守山近江八幡線(県道26号のうち市街化区域)から30m以内の区域を除く)	
第3種地域 (沿道・市街地ゾーン)	・商業系用途地域 ・国道8号及び主要地方道大津能登川長浜線(県道2号)から30m以内の区域 ・主要地方道大津守山近江八幡線(県道26号のうち市街化区域)から30m以内の区域 ・主要地方道近江八幡守山線(県道48号)から30m以内の区域 ・市道黒橋八木線及び市道駅前西庄線から50m以内の区域 (第1種地域、第2種地域を除く)	
第4種地域 (沿道・田園ゾーン)	・東海道新幹線から500m以内の区域 ・鉄道から100m以内の区域 ・指定道路(※)から30m以内の区域 (第1種地域、第2種地域、第3種地域を除く)	
第5種地域 (田園・集落ゾーン)	・第1種地域～第4種地域までの区域を除いた区域 ※住居系用途地域については一部許可基準が異なります。	
特別地域 (重要風景ゾーン)	・伝統的建造物群保存地区 ・八幡川のうち薬師橋から幸円橋までの区域及び八幡川の河川界から8m以内の区域 ・水郷風景計画区域及び歴史文化風景計画区域のうち西の湖を含む一部の区域 ・特別史跡安土城跡と主要地方道大津能登川長浜線(県道2号)が接する範囲における当該道路界から30m以内の区域	

※指定道路については「別冊 屋外で広告物を表示するときのルール」をご確認ください。

6 許可申請の要否について

	自家用広告物	非自家用広告物	道標・案内図板	適用除外広告物
第 1 種地域	総面積 5㎡以下は 許可申請不要	表示・掲出 できません	全て許可必要	全て許可不要
第 2 種地域	総面積 10㎡以下は 許可申請不要			
第 3 種地域				
第 4 種地域				
第 5 種地域		全て許可必要		
特別地域	総面積 5㎡以下は 許可申請不要	表示・掲出 できません	表示・掲出 できません	

自家用広告物…自己の氏名・名称若しくは商標又は自己の事業若しくは営業内容を表示するため、自己の住所地又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する広告物又はその掲出物件

非自家用広告物…自家用広告物以外の広告物

道標・案内図板…地図・地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容が表示面積の40%以上を占めている誘導目的の広告物

適用除外広告物…法令の規定より表示するものなど条例の規定から一部除外されている広告物

*その他、広告物の種類ごと及び電柱の類を利用する広告物についても掲出可否があります。

7 許可の基準（一般基準）

※地域区分ごとの詳細な許可基準については「別冊 屋外で広告物を表示するときのルール」をご確認ください。

- (1) 都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境及び景観に調和させること
- (2) 原則として、表示面の色数を抑えるとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと
- (3) 景勝地における眺望景観の妨げとならないよう配慮すること
- (4) 蛍光又は発光を伴う塗料及び材料を用いないこと
- (5) 道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること
- (6) 電光表示板及び照明を伴う広告物等は、昼夜を問わず過剰な光量、照射範囲等によって、良好な景観又は風致を阻害しないこと
- (7) 電光表示板、可変式照明付き広告物等の発光を伴う広告物等にあつては、その点滅及び表示速度は努めて緩やかにすること

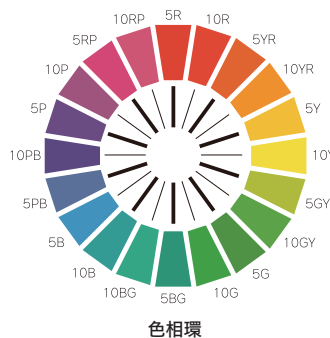
8 色彩基準

色彩基準の見方

色彩基準はマンセル表色系を用いています。マンセル表色系の見方は下記の通りです。色相記号、明度の尺度値、彩度の尺度値を、[色相 明度/彩度]の順に表記しています。

マンセル値の例: 5R 4/14

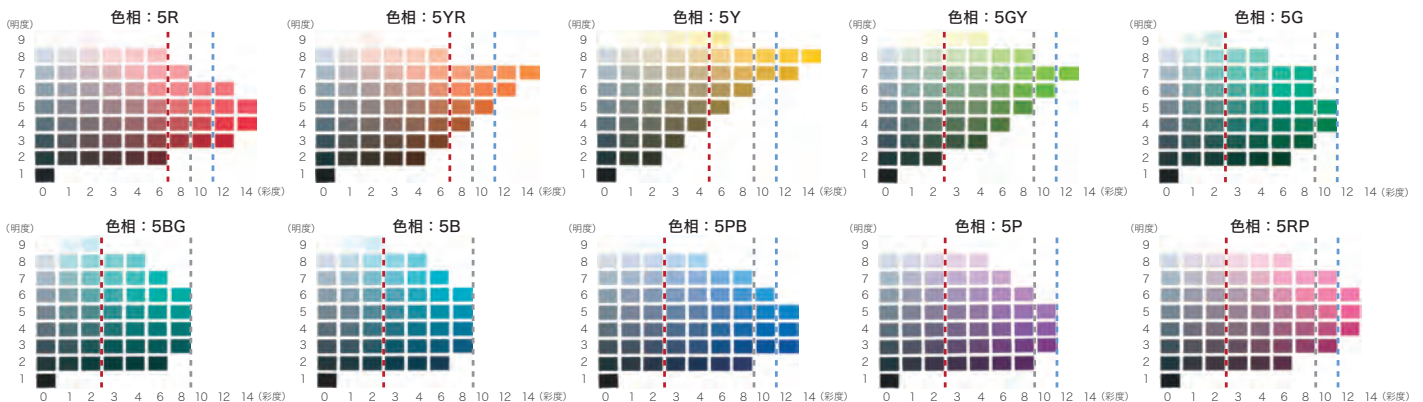
色相 明度 彩度



表示面の色彩基準

第1種地域
第2種地域
特別地域
第3～第5種地域
規制なし

ただし、基準値を超える彩度について、第1種地域、第2種地域については広告物の表示面積の30%以下、特別地域については表示面積の20%未満であれば使用できます。



印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

9 電光表示板・可変式照明付き広告物とは

電光表示板や可変式照明付き広告物は光量や点滅の速度等によって周辺の景観に大きな影響を与え、また、特に交差点付近においては、道路交通に支障をきたすことが考えられ、適度な光量、点滅速度となるよう適正な管理に努めてください。

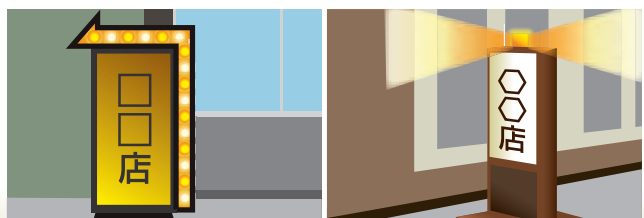
電光表示板

LED等を用いた動画の広告板、映像装置、電子広告、ネオンサイン、デジタルサイネージなどの常時表示内容を変えることができるものを示しています。



可変式照明付き広告物

回転灯または動く照射光と一体となった広告物、若しくは掲出物件を示しています。



10 申請・許可の流れ

屋外広告物を表示・掲出する場合は、以下のように許可申請等が必要となります。

1 事前相談

屋外広告物を表示し、又は掲出ができる地域か、大きさや色彩など基準は満たしているか等、担当窓口にお問い合わせしてください。

2 登録業者に相談

屋外広告物の表示・掲出業務を発注する場合は、滋賀県の登録業者から選定してください。

3 設置計画

屋外広告物の許可基準、近江八幡市風景計画等を確認して、周辺地域の景観に調和する計画を検討してください。

4 計画案の事前相談

表示・掲出された計画案をもとに、許可基準や手数料等について担当窓口で協議してください。

5 許可申請

申請書類は、市のホームページからダウンロードできます。国・地方公共団体は「通知書」、公共的団体は「届出書」の提出が必要です。

6 手数料の納付・許可書および許可証票の発行

市が発行する納付書により手数料を納めていただいた上で、許可書および許可証票を発行します。

7 工事着工・完成

申請内容に基づき工事を行ってください。

8 広告物に許可証票を貼る

9 許可期間中の適正な管理

10 許可期間満了

引き続き広告物を表示・掲出しようとするとき

11 継続許可申請

以後、6・8・9と同じ

表示内容等を変更するとき

12 表示内容等の変更計画

13 変更許可申請

許可物件を撤去したとき

14 不要物件の除却

15 除却届

許可を受けた期間の後も継続して表示・掲出する場合は、許可期間の満了の日の10日前までに継続許可申請を行い許可を受けてください。

11 屋外広告物を表示・掲出する方へ

- ・屋外広告物を設計するときは、派手な色や奇抜な形を控えて周囲との調和を図るようにし、条例に規定されている高さや大きさの基準を守ってください。
- ・屋外広告物の表示・掲出業務を発注する場合は、県の登録業者から選定してください。
- ・不要となった屋外広告は速やかに除却してください。
- ・条例に違反している屋外広告は、是正のための是正命令や除却命令が出されます。また、貼り紙や立看板等の屋外広告物については、市が強制的に除却することがあります。

お 問 い 合 わ せ

近江八幡市 都市整備部 都市計画課

〒521-1392 滋賀県近江八幡市安土町小中1番地8
TEL (0748) 36-5510 FAX (0748) 32-5032
<https://www.city.omihachiman.lg.jp/>

